

28年度に実施したサービス充実、事業成果等の概要

CISTEC におきましては、ここ数年間の間に、情報提供、調査研究、出版、研修会、データベース、相談等の主要事業について、皆様方のニーズを踏まえた一連の改善措置を講じてまいりました。大きな改善事項については概ね実現しつつあるかと考えておりますが、この数年は、より中期的視点に立った取り組みを行っているところです。

以下、28年度に実施したサービス充実、事業成果等の概要と予定等をご紹介します。

1. 産業構造審議会での制度改正審議、法改正への対応

○ 産業構造審議会での提起事項に対し、関係3団体で意見書を提出

産業構造審議会の通商・貿易分科会の下に設置された安全保障貿易管理小委員会の会合が昨年11月から開催され、外為法改正を含む制度改正の検討が開始されました（1月23日に中間とりまとめ）。

審議会での検討期間が比較的短期間でしたが、提起された内容はいずれの事項も産業界に密接に関わる事項であるため、CISTEC 事務局及び関係WG において至急検討を行い、制度改正に際して留意が必要と考えられる点を抽出し、日本機械輸出組合、日本貿易会とともに3団体連名の意見書を取りまとめ、昨年12月に経済産業省に提出しました。

また、審議会委員にCISTEC 総合部会長の安井富士通（株）常務が就任し、上記意見書の内容も含め、産業界としての考え方について繰り返し発言がなされました。

小委員会の中間とりまとめにおいては、3団体意見書や安井委員の発言は、適切に反映されたものと思われまます。また、審議会での提起項目についてだけでなく、CISTEC がこれまで要請を続けてきている中長期的課題への取組みについても、要請書及び審議会審議において問題提起を行いました。

○ 産業構造審議会の審議内容等の解説の早期提供

産業構造審議会小委員会での審議内容は、事前にCISTEC の関係WG や産業界との事前の意見交換が必ずしも十分行われたものではないため、唐

突感が指摘されていきました。このため、CISTEC 事務局では、HP に産構審コーナーを設けて、審議内容やその解説、関係資料等をアップし、経済産業省当局における問題意識や検討の背景、産業界としての留意点等について理解が図られるよう努めました。

また、CISTEC ジャーナルの各号にも、審議概要や意見書等の解説記事を掲載しました。

2. 輸出規制品目番号国際化（EU 準拠）に向けた大きな進展

○ 貨物の日-EU 対比表を CISTEC の HP 上に掲載

産業構造審議会小委員会の審議において、輸出規制品目番号の国際化については、大きな進展がありました。

CISTEC においては、2013 年の閣議決定を踏まえて経済産業省より示された方針に基づき、貨物・技術の規制品目リストの日-EU 対比表を作成し、2015 年 3 月までに経済産業省に提出しました。その後、同省では諸情勢の変化を踏まえて今後の進め方について再検討がなされ、「問題をより本質的に解決するための方策」を検討することとなりました。それが実現するまでの間、CISTEC が作成した貨物の日-EU 対比表を CISTEC/HP 上に掲載することとされ、経済産業省の安保管理の HP から、有用かつ参考になるものとの注釈を付けた上で、リンクが貼られ、同省の認知を得ました。

本対比表は、国内産業界だけでなく、台湾、香港等のアジア諸国からも大変有用との評価が寄せられました。

○ 産業構造審議会で EU 体系準拠の方針を決定

経済産業省が方針として示していた「問題をより本質的に解決するための方策」の検討については、CISTEC より早期開始を要請していましたが、前記の産業構造審議会小委員会において、審議テーマの一つとして取り上げられました。中間とりまとめにおいて、3 団体意見書の通り、「規制対象のカテゴリー構成を、他の多くの国が採用している規制対象品目を基本とした体系に変更することを検討すべきである。」との提言が盛り込まれました。

これにより、我が国産業界が 10 年来要望してきたデファクトスタンダードである EU 規制リスト準拠の方針が公式に打ち出されたこととなります。

また、3 団体意見書において、カテゴリー体系の変更にあたっては企業におけるシステム改修や該非判定結果の見直しなど、時間とコストが必要になってくることから、規制リストの改正にあたっては公布から施行まで十

分な時間を確保するとともに、事前に産業界と十分な調整を行うことを要請し、経済産業省当局ともその点を共通認識としています。

CISTEC としては、経済産業省における検討が早期に行われ、EU に準拠したカテゴリー・番号体系が実現するよう、上記要請内容を踏まえて引き続き進展をフォローしていきます。

3. 防衛装備の移転に係る制度運用面の改善要請の継続等

○ 「防衛装備の移転に係る制度運用面の問題の所在（整理）」とりまとめと関係省庁への要請活動の実施

CISTEC では、防衛装備移転三原則の実施を踏まえ、平成 26 年より具体的な手続き的課題についてとりまとめ、経済産業省等に対して要請を行ってきています。27 年度には、防衛装備移転手続等対応 WG を設置し「防衛装備移転に係る手続き的環境整備に向けた課題について（要望）」を経済産業省へ提出し、その問題意識を説明しています。

28 年度は、同 WG において、「防衛装備の移転に係る制度運用面の問題の所在（整理）」をとりまとめ、経済産業省、防衛装備庁、国家安全保障局等の関係省庁に提出するとともに、防衛装備移転関係企業、団体等と情報共有を図りました（CISTEC ジャーナルにも掲載）。

その結果、防衛装備庁からは、その内容を真摯に受け止め、移転に係る阻害要因を除くよう努力する旨の方針が示されたほか、国家安全保障局からもヒアリングを受けました。CISTEC としては、現状と問題の所在の認識が共有され、解決が図られることを目指し、引き続き働きかけていきます。

○ NATO カタログ制度の解説記事の掲載

防衛装備庁は、国際共同開発に係る防衛装備移転に関連して、NATO カタログ制度において、Tier1 国から Tier2 国への移行のための準備費用を、29 年度政府予算案に計上しています。

同制度は、汎用品メーカーも含めて関係する部分もあり、今後の手続き面にも影響があり得るため、その概要の解説記事を、CISTEC ジャーナル掲載しました。今後もその準備進展を踏まえて、情報提供を継続していきます。

4. 実務的な規制合理化実現

輸出管理は国際的な平和と安全の確保のために重要な取組みではありますが、他方で、その運用次第では、企業の負担を重くし、国際競争力の低下につながるおそれもありますので、不断の規制見直しと継続的な緩和の働きかけが重要です。これまでの、関係委員会からの継続的な働きかけや、CISTEC ジャーナル（規制合理化特集を組むなど）等を通じた CISTEC からの働きかけの結果、短期的に解決できる業界共通の課題については相当数が解決してきていますが、28 年度についても、関係委員会、分科会等の御尽力により、下記のような合理化が実現しています。

- 中国語版の「誓約書」等（参考様式）の提供
- 自動車搭載用発炎筒（緊急保安炎筒）の輸出令別表第 1 の 1 の項の規制除外
- 弁の部分品の規制明確化

5. 輸出管理実務の効率化、合理化に向けた支援

各企業での輸出管理実務の効率化や合理化をサポートすべく、該非判定その他の審査や監査等の効率化や啓発資料の充実、社員のインセンティブ向上等のための施策を講じました。

○ CHASER コーナーのコンテンツ拡充

（1）DPL 等顧客情報の結果表示の利便性向上等

CHASER 検索システムで、DPL 等顧客情報を検索した際、検索結果（一次情報）から、その顧客についてリスト公表機関側から発表されている内容全体が確認できるようになりました。

また、新たに「国際テロリスト財産凍結法」に基づき公開されている「公告国際テロリスト」を収録いたしました。これにより、我が国の関係当局が公表する、主な懸念情報がすべて収録できた形となり、CHASER 検索システムにおいて、これらの横断検索が可能となりました。

（2）CISTEC 顧客情報の拡充

中国顧客に関するデータソースを追加したことにより、対中国輸出管理の参考情報として、更なる充実化が図られました。

○ 体制整備支援サービス、該非判定支援サービスの利用拡大

21 年の外為法改正により経済産業省によって「輸出者等遵守基準」が定められ、その遵守が全ての輸出者に求められているため、輸出管理の体制

を整備し、内部規程等を策定したいと考えている企業・機関・大学等が多い中、監査支援サービスに加えて、体制整備支援サービスを27年度に導入しましたが、その利用が着実に増えています。

また、該非判定支援サービスも、年々利用が増え、28年度には、年間200件程度となる見込みであるなど、サービスとして定着してきています。

○ STC 認定試験、STC 入門セミナーの実施場所の拡大

STC Associate/Advanced 認定試験受験者の利便性向上を目的として、東京、大阪、名古屋に加えてご要望の多かった九州で初めて実施しました。

また、STC Associate 入門セミナー及び STC Advanced/ Expert 法令編入門セミナーを東京・大阪に加え、ご要望の多かった名古屋でも初めて開催しました。

○ 新企画のセミナーの開催

(1) 企業における自主管理実務セミナー

他社の自主管理がどのように行われているかについての関心が高いため、大手2社に講師を依頼して開催しました。

(2) 米国のイラン・キューバ規制・制裁緩和の最新動向セミナー

JCPOA に伴う国連と米国のイラン向け規制や、米国-キューバ間の関係改善に伴う制裁緩和など、産業界の関心が高いため、その動向についての最新情報を提供するセミナーを開催しました。好評だったため、追加開催しました。

(3) 輸出管理総合セミナー

地方では、多岐に亘るテーマごとのセミナー開催が難しいため、最新動向を含む安全保障輸出管理の全体像、規制構造や規制理由、基本的な規制項番の探し方や、法令集や対比表の使い方、貨物の該非判定、役務の該非判定等、取引審査や監査のポイント、そして米国再輸出規制への対応まで、基礎から応用にわたってわかりやすく解説する輸出管理総合セミナーを企画し、広島、北九州、松本で開催しました。

6. シンクタンク機能の充実に向けた取組み

CISTEC では、シンクタンク機能を充実させるべく、この数年努めてきていますが、28年度においては、特に以下の点に重点を置いて機能強化に努めています。

○ 中国の軍民融合等の最新動向の調査分析

日本にとって最大の貿易相手国である中国との取引において安全保障貿易管理の観点から適確かつ合理的な審査を実現することを目的として、中国の軍事四証制度に着目した対中輸出管理の課題を分析して CISTEC ジャーナルでご紹介しました。

また、中国の軍民融合関連動向について、引き続き情報提供を行いました。

○ 国連北朝鮮制裁委員会報告書の分析

国連北朝鮮制裁専門家パネルによって毎年公表される最終報告書の中には、迂回輸出や迂回調達の動向、手口等も書かれており、我が国輸出管理関係者にとって大変参考になる貴重な情報と思われるため、その内容を分析して、CISTEC ジャーナルで継続的に紹介しています。

○ 米国の違反事案の分析

海外メディア等で報道又は公開されている米国における違反事案や、調達手法等を分析して CISTEC ジャーナルに紹介しています。

○ CISTEC ジャーナルでの有識者等による記事の充実

国際政治・安全保障情勢、地域情勢、中露の宇宙開発動向、経済制裁、革新的技術動向等、多彩なテーマで、有識者や CISTEC 職員執筆による CISTEC ジャーナルの企画充実を図りました。

7. 中小企業、大学向け支援事業の実施

CISTEC では、これまで、大学会員制度の開始や中小企業支援センターの設置などにより、輸出管理に関する知識・経験が浅い大学や中小企業向けの支援事業を行ってきました。28年度においても、以下のような事業を行いました。

○ 大学への支援の継続

(1) HP の「大学の輸出管理」コーナーの充実、ポータルサイト化

HP の「大学の輸出管理」コーナーは、関係情報を集約し、ポータルサイトとして活用されていますが、28年度は Web セミナーを充実させ、文科省、経産省、外務省の担当室長や CISTEC 幹部によるセミナーを新たにアップし、広く公開しました。

(2) 大学会員制度、大学向け講師派遣の継続

平成 21 年 3 月にスタートした大学会員制度は順調に会員数を伸ばし、現在 35 大学となっています。学内セミナー等への講師派遣は 28 年度は 14 回となっています (2 月 28 日現在)。

(3) 「輸出管理 DAY for ACADEMIA」への参加

大学・研究機関等における輸出管理啓発の促進のため開催されている「輸出管理 DAY for ACADEMIA」を後援するとともに、「大学等研究機関における安全保障輸出管理に関連する注目点」をテーマに基調講演を行いました。

○ 中小企業への支援の継続

(1) 該非判定支援サービス、体制構築支援サービス

該非判定支援サービスの大半は、中小企業が占めており、体制構築支援サービスについても、中小企業にも利用されています。

(2) セミナーの DVD 録画の販売

中小企業では、時間的、マンパワー的、コスト的にセミナーへの参加が難しい事情があるため、CISTEC の主要セミナーを録画した DVD をテキスト付きで廉価に提供しています。

○ 中小企業、大学等での人材募集支援

これまで、大学での輸出管理人材募集を行う場合を想定して、その支援のために CISTEC に登録した人材に募集情報を提供してきました。その実績は大学だけに留まらず、企業、公共法人等もあり、8 年間の累計で 85 件に上り、その多くが採用に至っています。28 年度には、企業向けを中心に 13 件の募集情報の提供を行いました (2 月 28 日現在)。

8. アウトリーチセミナーへの協力・参加、国際交流

様々な形で国際交流を図っていますが、CISTEC を軸にした産官学の協力・連携を通じた輸出管理レベル向上の仕組みは、CISTEC モデルと呼ばれる程、国際的関心が高くなっています。CISTEC の認知度向上により、米国政府・欧州各国政府の規制にも参考にされるようになってきました。

○ 経済産業省のアウトリーチ活動への協力

- ・ 第 24 回アジア輸出管理セミナーの開催 (本年 2 月)
- ・ タイにおける産業界アウトリーチセミナー (本年 3 月)

- ・インドネシアにおける産業界アウトリーチセミナー（本年3月）

○ **CISTEC 国際交流分科会の訪問ミッションの派遣**

- ・訪欧ミッションの派遣（昨年11月）—8回目
- ・訪アジアミッションの派遣（本年1月）—2回目

○ **各種セミナー等への招聘参加**

- ・国連安保理 1540 号決議レビュー会議（昨年6月）
- ・国連安保理 1540 号アウトリーチ会合（昨年9月。ソウル）
- ・Advanced STCs Roundtable（昨年7月。台湾）—米国務省
- ・その他—モンゴル、台湾、フランス

○ **定期的情報収集・交流**

- ・BIS Update2016 への参加（昨年11月）
- ・英国での IBC セミナーに参加（昨年11月）